

市公契約審査委員会関連規定

1 市公契約基本条例（抄）

（審査委員会）

第29条 公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（審査委員会の組織）

第30条 審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第31条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第32条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（部会）

第33条 審査委員会は、本市が実施した入札及び締結した公契約に関し、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審査委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査委員会の決議とすることができる。

附 則（抄）

（委員の任期の特例）

3 第6章（公契約審査委員会）の規定の施行の際現に次項の規定による改正前の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1に規定する京都市契約審査委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、第6章の規定の施行の日に審査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、旧委員会の委員としての任期の残任期間とする。

2 市公契約基本条例施行規則（抄）

（委員長）

第8条 京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査委員会の招集及び議事）

第9条 審査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(部会)

第10条 部会の構成員は、委員のうちから、委員長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、委員長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第11条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第12条 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第13条 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等内の親族その他当該委員と密接な関係を有する者に関する事項については、その議事に加わることができない。

(庶務)

第14条 審査委員会の庶務は、行財政局において行う。

3 市公契約審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公契約基本条例及び京都市公契約基本条例施行規則に定めるもののほか、京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、市長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 京都市公契約基本条例に基づく施策に関し、意見を述べること。

(2) 京都市の入札・契約制度に関し、意見を述べること。

(3) 本市が締結した契約のうち審査委員会の委員が抽出したものに関し、入札又は契約方式の決定の方法、一般競争入札に係る参加資格の設定の方法、指名競争入札に係る指名業者の選定の方法等について審議を行い、必要な場合には、将来に向けて入札・契約の手続を改善するための意見を述べること。

(4) 本市が発注する工事の入札及び契約に係る再苦情の処理を行うこと。

(5) 本市が行う協定等の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続に基づき公平かつ独立した立場から検討を行うこと。

(審査委員会の回数等)

第3条 審査委員会は、原則年1回開催するものとする。

2 前項の会議は、公開とする。

(会議録の作成及び公開)

第4条 審査委員会は、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録は、行財政局財政部契約課及び総合企画局情報化推進室情報公開コーナーにおいて閲覧に供する。

3 当該会議録は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供する。

(契約審査専門部会の設置等)

第5条 第2条第3号から第5号までの事務を行わせるため、契約審査専門部会を設置する。

2 前項の事務については、契約審査専門部会の決議をもって審査委員会の決議とする。

3 第1項の会議は、原則年3回開催するものとする。

4 第1項の会議は、契約審査専門部会が必要と認める場合を除き、非公開とする。

(契約専門審査部会の会議録の作成等)

第6条 契約審査専門部会における会議録の作成及び公開については、第4条の規定を準用する。

ただし、第2条第4号及び第5号の審議に係る会議録については、原則非公表とし、契約審査専門部会が特に必要と認めるときは、公表するものとする。

(審査委員会の事務局)

第7条 審査委員会及び契約審査専門部会の事務局は、行財政局財政部契約課に置く。

(抽出等)

第8条 第2条第3号の抽出は、契約審査専門部会においてあらかじめ指定した委員（以下「抽出委員」という。）が入札別の発注工事の一覧表及び物品契約の一覧表の中から、行うものとする。

2 抽出委員は、契約審査専門部会において、抽出結果の報告を行わなければならない。

(契約審査専門部会長の専決事項)

第9条 契約審査専門部会長は、第2条第3号から第5号までに規定する事務に関するもののうち、次に掲げるものについては、契約審査専門部会の決議を経ずに決することができる。

(1) 苦情申立の受理及び却下

(2) 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請

(3) 苦情申立人及び関係調達機関の傍聴の不許可

(4) 証人の出席の許可

(5) 契約審査専門部会の公開

(6) 公聴会の開催

(7) 技術者等からの意見の聴取

(8) 迅速処理の手続きの適用

2 契約審査専門部会長は、前項の規定による専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに契約専門部会の他の委員に通知するとともに、次回の契約審査専門部会で報告し、了解を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、京都市公契約審査委員会の運営に関し必要な事項は、行財政局財政部契約課長が定めるものとする。